

○調布市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月20日条例第29号

調布市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）第7条第7号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により法第60条第1項に規定する保有個人情報の写しの交付及び送付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調布市個人情報保護審査会)

第5条 次条並びに調布市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年調布市条例第35号。以下「市議会条例」という。）第45条第1項及び第50条の規定による諮問を受けて審議するため、調布市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。

3 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確

保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めたときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 法第105条第3項において準用する同条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による諮問は、審査会に対して行うものとする。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めたときは、諮問実施機関等(法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した実施機関及び市議会条例第45条第1項の規定により諮問した議会をいう。以下同じ。)に対し、保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報(法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報に限る。)及び市議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報(市議会条例第20条第5号アに規定する開示決定等、市議会条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は市議会条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報に限る。)をいう。以下この条において同じ。)の提示を求めることができる。この場合には、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諒問実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めたときは、諮問実施機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件について、審査請求人、参加人及び諮問実施機関等(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めるここと、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(意見書等の提出)

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものと除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出された意見書等の閲覧等)

第10条 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、第7条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧又は複写（以下「閲覧又は複写」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めたときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は複写を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

(審議手続の非公開等)

第11条 審査会の行う審査請求に係る審議の手続は、公開しない。

2 審査会からの答申については、公開するものとする。

(規則への委任)

第12条 第5条から前条までに規定するもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(調布市保有個人情報保護管理責任者)

第13条 実施機関は、法第60条第1項に規定する保有個人情報の適正な維持管理を行うため、調布市保有個人情報保護管理責任者を置く。

(運用状況の公表)

第14条 市長は、毎年1回、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(調布市個人情報保護条例等の廃止)

第2条 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 調布市個人情報保護条例（平成27年調布市条例第54号）

(2) 調布市特定個人情報保護条例（平成27年調布市条例第51号）

(調布市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次の各号に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の調布市個人情報保護条例（以下この条において「廃止前の条例」という。）第4条第2項又は第10条第2項の規定によりその業務に關して知り得た廃止前の条例第3条第2号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に廃止前の条例第3条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関が指定管理者に行わせることとした旧個人情報の取扱いに係る業務又は旧実施機関若しくは廃止前の条例第9条第2項に規定する受託者等（以下この条において「受託者等」という。）から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の条例第14条、第21条又は第26条の規定による請求がされた場合における廃止前の条例第3条第4号に規定する保有個人情報（以下この条において「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報又は受託者等の事務に係る旧個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報について電子計算組織を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施

機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保

有していた旧保有個人情報又は受託者等が保有していた受託者等の事務に係る旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項に規定する罪を犯した者に対しても適用する。

6 この条例の施行の際現に廃止前の条例第37条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する調布市個人情報保護審査会（以下この条において「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、第5条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

7 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る廃止前の条例第37条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 施行日前に廃止前の条例第37条第1項又は第2項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、廃止前の条例に基づく調査審議については、なお従前の例による。

（調布市特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第4条 次の各号に掲げる者に係る附則第2条の規定による廃止前の調布市特定個人情報保護条例

（以下この条において「廃止前の条例」という。）第3条第2項又は第10条第2項の規定によりその業務に関して知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、特定個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関が指定管理者に行わせることとした特定個人情報の取扱いに係る業務又は旧実施機関若しくは廃止前の条例第9条第2項に規定する受託者等から特定個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 施行日前に廃止前の条例第13条、第20条又は第25条の規定による請求がされた場合における廃止前の条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

（調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第5条 調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年調布市条例第30号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（調布市介護保険条例の一部改正）

第6条 調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（罰則に関する経過措置）

第7条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（委任）

第8条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。